医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和３年法律第81号）（令和３年６月11日成立・同年6月18日公布）

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（１８歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加

○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

1　医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援

2　個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

➡医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等

3　医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援

4　医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策

5　居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
○相談体制の整備　○情報の共有の促進　○広報啓発
○支援を行う人材の確保　○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

○保育所における医療的ケアその他の支援
➡看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置

○学校における医療的ケアその他の支援
➡看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う　等

施行期日：公布の日から起算して３月を経過した日（令和３年９月18日）
検討条項：法施行後３年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

別紙

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）　〔該当条項〕

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

１　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者
を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

【医療的ケア児等】
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

２　支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10条２項〕、②社会的養護体制の拡充〔９条の２〕、③生涯学習の推進〔10条３項〕
【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の２〕、③就労支援〔11条の３〕、④住居の確保〔11条の４〕、⑤ピアサポート〔12条２項〕
【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20条の２〕

３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応
そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の２〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔８条の２〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年